

平成 26 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社T&Cホールディングス  
代表者名 代表取締役 田中茂樹  
(コード番号 3832)  
問合せ先 取締役 松本貞子  
(TEL. 03-5443-7489)

### 特別利益の計上に関するお知らせ

平成 26 年 8 月 29 日付「特別利益の計上に関するお知らせ」にて開示いたしました特別利益の計上について、本日、第一譲受人である SG Investments, Ltd. よりさらに残金の一部について返金があり、下記のとおり特別利益を計上する見込みとなりましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事実の概要及び発生の経緯

当社は、平成 23 年 1 月 22 日にフルブライト投資事業有限責任組合を債権者として、債務額 30 百万円につき債務者となりましたが、同組合より当該債権は SG Investments, Ltd. (以下「SG 社」という(第一譲受人))とフォーエブリ株式会社(第二譲受人)に二重譲渡されました。その後、第二譲受人であるフォーエブリ株式会社により、平成 24 年 2 月 22 日付で貸金返還請求訴訟を提起されました(平成 24 年 2 月 27 日「訴訟の提起に関するお知らせ」ご参照)が、当社といたしましては、上記債権譲渡は二重譲渡であり、また第二譲受人であるフォーエブリ株式会社が背信的悪意者にあたるのではないかと考え争ってきたところ、平成 26 年 1 月 22 日付で当社敗訴の判決が言い渡されました(平成 26 年 1 月 27 日付「訴訟の判決及び特別損失計上に関するお知らせ」ご参照)。当社は、当該判決に承服できないことから平成 26 年 1 月 31 日付で控訴を提起しましたが(平成 26 年 1 月 31 日付「控訴の提起に関するお知らせ」ご参照)、平成 26 年 5 月 29 日付で当社敗訴の判決が言い渡されました。なお、当該債権は平成 26 年 1 月 31 日付で、フォーエブリ株式会社から株式会社相続手続支援センター東京新橋(代表者 漆原功和氏)へ譲渡されております(平成 26 年 6 月 3 日付「訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ」ご参照)。

一方で当社は、第一譲受人である SG 社に対し、平成 25 年 10 月に全額(元金 30 百万円及び遅延損害金等 7 百万円)を返済しておりましたが、上記判決内容に鑑み SG 社に返金をお願いしたところ、平成 26 年 8 月 29 日の 12 百万円返金に続き、本日、さらに 11 百万円を返金していただきました。

#### 2. 今後の見通し

上記返金により、11 百万円の特別利益を計上する見込みです。残金 14 百万円についても引き続き返金をお願いしておりますが、業績に影響が生じる場合には速やかにお知らせいたします。

以 上